10　信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第二十一号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の会員たる信用協同組合の組合員とする。

11　法第九条の八第二項第二十一号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであって、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

12　法第九条の八第二項第二十一号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号の三中「次号」を「第一号の五」に改め、同項第三号中「同項第十二号」を「同項第十二号又は第二十一号」に改め、同項第十一号中「物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）」を「物件」に、「次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて」を「中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であって」に改め、同号イからハまでを削る。

第五十一条第四項に次の一号を加える。

五　貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）

（保険業法施行規則の一部改正）

第十七条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の三第一項第一号中「次のイからホまでに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　当該同一人に対する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）に限る。）

第四十八条の三第一項第二号中「前号イからホまで」を「前号」に改め、同条第二項第一号イ中「及び同号ニ」を「、同号ニ」に改め、「債務の保証」の下に「及び同号ヘに規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産」を加える。

第五十二条の三の次に次の一条を加える。

（リース契約の要件）

第五十二条の三の二　法第九十八条第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであって、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

2　法第九十八条第一項第十二号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

第五十六条の二第二項第五号中「同項第一号」の下に「及び第十二号」を加え、同項第二十三号中「物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）」を「物件」に改め、「次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて」を削り、「当該業務」を「法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務」に改め、同号イからハまでを削る。

第百四十条の三第一項第一号中「次のイからホまでに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　当該同一人に対する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）に限る。）

第百四十条の三第一項第二号中「前号イからホまで」を「前号」に改め、同条第二項第一号イ中「及び同号ニ」を「、同号ニ」に改め、「債務の保証」の下に「及び同号ヘに規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産」を加える。

第百四十二条の三の次に次の一条を加える。

（リース契約の要件）

第百四十二条の三の二　法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三の二第一項に規定するものとする。

2　法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第十二号ロに規定する内閣府令で定める費用は、第五十二条の三の二第二項に規定するものとする。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第六号中「名称」の下に「（当該者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加える。

第七十八条第五号中「名称」の下に「（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加える。

第百五条第六号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「名称」の下に「（当該資産運用会社となるべき者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加え、同号ロ中「規定の内容」の下に「（資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）」を加える。

第百三十六条中「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「名称」の下に「（当該資産運用会社が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加え、同条第二号中「規定の内容」の下に「（資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）」を加える。

第百五十一条中「名称」の下に「（当該資産運用会社が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）」を加える。

第二百七十二条第三号及び第二百七十三条第二号中「申込み」の下に「（当該親法人等又は子法人等が金融商品取引法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあっては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）」を、「関して当該有価証券」の下に「（当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行っている場合にあっては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券）」を加える。